

各 位

会社名 N B C 株 式 会 社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 石 塚 昭 夫  
(コード番号 3 5 3 4 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 古川 雅道  
(TEL. 0 4 2 - 5 8 2 - 2 4 1 1)

## 商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 103 回定時株主総会で定款変更が承認されることを条件として、下記の通り、商号変更を決議するとともに、株券電子化に伴う定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号の変更

##### (1) 変更の理由

当社は、本年創立 75 周年を迎えることを機に、当社のコア技術である最先端メッシュテクノロジーを訴求し、さらなる発展を目指して、平成 21 年 10 月 1 日より商号を「株式会社 NBCメッシュテック」に変更することといたしました。

##### (2) 新商号

株式会社NBCメッシュテック  
(英文名 NBC Mesh Tec Inc.)

##### (3) 変更日

平成 21 年 10 月 1 日

##### (4) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。(定款変更案第 1 条、附則第 1 条)

## 2. 株券電子化に伴う定款一部変更

### (1) 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式等振替制度（株券電子化）に一斉移行されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規程の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで、これを作成して、備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 8 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

### (2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
第 1 条 当社は、NBC株式会社と称する。 英文では、NBC Inc.と表示する。	第 1 条 当社は、株式会社NBCメッシュテックと称する。 英文では、NBC Meshtec Inc.と表示する。
第 2 条 ↳ (条文省略)	第 2 条 ↳ (現行どおり)
第 5 条	第 5 条
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 ↳ (条文省略)	第 6 条 ↳ (現行どおり)
第 7 条 <u>(株券の発行)</u>	< 削 除 >
第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	< 削 除 >
( <u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u> )	(単元株式数)
第 9 条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. <u>当社は、単元株式数に満たない株式</u> <u>(以下「単元未満株式」という。)</u> <u>に係わる株券を発行しない。但し、株式</u> <u>取扱規程に定めるところについては</u> <u>この限りではない。</u>	第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。  < 削 除 >
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 10 条 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下</u> <u>同じ。)</u> は、その有する単元未満株式 について、次に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。	第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外の 権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 11 条 (条文省略)	第 10 条 (現行どおり)

